

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則

第 48 条第 2 項の規定による認定基準

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第 48 条第 2 項の規定に基づく認定申請に係る畜舎等については、当該畜舎等の敷地が所在する市町村の区域を所管する建築基準法上の特定行政庁が定める同法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準に適合していること。